

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 (2021年10月分)

国の月次支援金の延長に伴い、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金について10月分を給付します。

申請期間

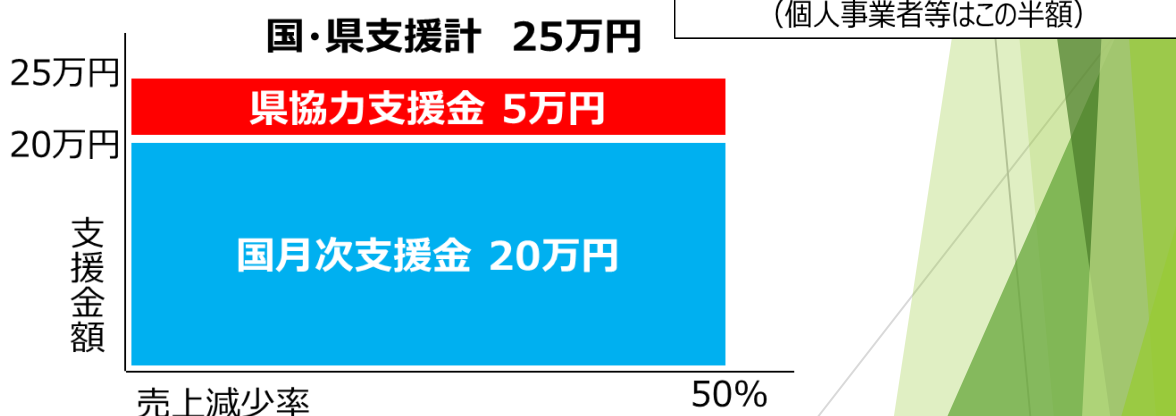
2021年11月1日(月) [電子申請 11月15日(月)] ~ 2022年2月15日(火)

給付額

中小法人等	個人事業者等
5万円 (定額)	2万5千円 (定額)

※店舗単位、事業単位でなく**事業者単位**で給付します。

(給付額のイメージ)



主な給付要件

- 1 埼玉県に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者等であること。
- 2 国の月次支援金（裏面参照）の給付（満額）を受けていること。
- 3 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の受給者ではないこと（予定を含む）。

よくあるお問い合わせ

Q1 本協力支援金の対象となる業種を教えてください。

A1 本協力支援金は、国の月次支援金の受給が給付要件となっています。
国の月次支援金のホームページ等に給付対象となる具体例が示されていますので、確認してください。

Q2 国の月次支援金の給付を受けていれば、本協力支援金の給付を受けることができますか。

A2 給付要件として、月次支援金の給付を受けていることを定めていますが、この他にも申請要領に示す給付要件を満たす必要があります。また、売上によっては、県の給付が受けられない可能性もあります。

【参考】国の月次支援金について

●概要

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続及び立て直しを支援する。

●給付額

- ・給付額 2019年又は2020年の基準月(*1)の売上 - 2021年の対象月(*2)の売上
- ・給付上限額 中小法人等 上限20万円/月
個人事業者等 上限10万円/月

*1 2019年又は2020年における対象月と同じ月

*2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

●給付対象

次の①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得る。

- ① 対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 対象措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

詳細については、経済産業省・月次支援金のホームページ等を確認してください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



申請方法

電子申請 * 郵送でも申請できます。

給付要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin10.html>



【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：0570-000-678（平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00）